

## **5. 就業支援に関する施策等**

(雇用・就業機会の増大)

## 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

### 支給額(平成21年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
	大企業	中小企業	
①母子家庭の母等 (短時間労働者除く)	50万円	90万円	1年
②母子家庭の母等 (短時間労働者)	30万円	60万円	1年

### 支給実績

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給件数	22,052件	22,171件	22,236件	22,463件	22,984件	25,576件
受給額	57億円	58億円	58億円	59億円	61億円	74億円

## トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル制度）（月額4万円（最大3ヶ月）を事業主に支給）を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

### トライアル雇用開始人数

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
251人	323人	327人	290人	219人	149人

## たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成21（2009）年度において、本特例を適用して17件の新規許可を行った。

### 通常距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

### 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
許可件数	62件	47件	26件	25件	19件	24件	17件

## 母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において母子家庭の自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子福祉団体に運営委託される例が多く、平成21（2009）年度には74地方公共団体において委託されている。

### 母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自治体数	35	55	58	63	65	69	74

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

## 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母の就業を推進するためには、母子家庭の母を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

平成20（2008）年度及び平成21（2009）年度には、母子家庭の母を相当数雇用している企業として、次の企業を表彰した。

### <平成20年度（10社）>

- ・ エス・オー・シー株式会社秋田工場（秋田県）
- ・ 医療法人社団 功連会 南富山中川病院（富山県）
- ・ 医療法人社団 恒仁会 静岡広野病院（静岡県）
- ・ 社会福祉法人 長茂会（三重県）
- ・ 特定非営利活動法人 あいあい（三重県）
- ・ 医療法人 久仁会 鳴門山上病院（徳島県）
- ・ 医療法人 和光会 恵寿病院（長崎県）
- ・ 株式会社 美泉（長崎県）
- ・ 札幌集団給食事業協同組合（札幌市）
- ・ ダイスイ設備株式会社（名古屋市）

### <平成21年度（7社）>

- ・ 有限会社 すこやか（東京都）
- ・ 株式会社 ヨシケイ滋賀（滋賀県）
- ・ 社会福祉法人 瑞祥（愛知県）
- ・ オーケーズデリカ株式会社（三重県）
- ・ 医療法人 恒生堂 永田整形外科病院（福岡県）
- ・ 医療法人社団 天翠会 松井病院（福岡県）
- ・ 社会福祉法人聖隷福祉事業団 奄美佳南園（鹿児島県）

## 行政機関等における雇用促進の取組

平成15（2003）年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16(2004)年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請してきた。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国の機関	44名	32名	26名	47名	59名	57名
1日8時間週5日勤務	10名	4名	2名	8名	18名	30名
上記に満たない者	34名	28名	24名	39名	41名	27名
地方公共団体及び関係団体	179名	202名	219名	358名	432名	390名
1日8時間週5日勤務	42名	46名	48名	97名	143名	155名
上記に満たない者	137名	156名	171名	261名	289名	235名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

# 平成21年度補正予算によるひとり親家庭等対策の強化

## 職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない  
・養成機関に通う際の生活費がない



高等技能訓練の受講時における給付の充実  
・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）  
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない



母子家庭等就業・自立支援センター等において託児サービスを提供(★)

## 職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う(★)

## 就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない



・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

## 職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難



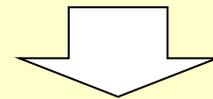
職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

安心こども基金の拡充(1,500億円→2,500億円)のうち、「ひとり親家庭等の支援の拡充」500億円

※母子寡婦福祉貸付金除く

### ひとり親家庭等の在宅就業支援

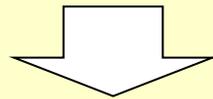
生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う(★)

### 母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



○貸付利率の引き下げ  
○貸付条件の緩和